

米国による関税措置について

米国による関税措置について、9月4日の米国大統領令により、日本からの輸入品に対する相互関税や裾野の広い産業である自動車等に対する関税について、税負担軽減措置を適用の上で15%にすることや、世界貿易機関の協定に該当する航空機・航空機部品について、関税が課されないこととなつた。一方で、鉄鋼・アルミニウム・銅については50%のままとなつてゐる。

政府のこれまでの交渉の成果については評価するが、一方、15%という税率は従来と比較すると、依然として高い水準である。

これは、戦後、世界で築いてきた自由で開かれた貿易体制に反するものであり、令和元年に合意された日米貿易協定の内容を覆す措置である。

中部圏の企業はじめ日本企業は、対米投資や雇用創出により米国経済に世界で最も貢献してきた。それにも関わらず行われた今回の措置により、日米の経済状況への大きな影響のみならず、世界的な景気の下振れも懸念される。

中部圏には製造業に加え、流通業、農林水産業など様々な産業が展開されており、国内外の経済縮小を通じ、あらゆる分野に影響が波及し、また長期化するおそれがある。そうなると、雇用縮小や賃上げの見送りといった企業行動に繋がりかねず、県民・市民の安定した生活を脅かすなど、社会全体への影響は避けられない。

政府には「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」に加え、来年度予算等において、中長期的な対策を速やかに示していくことが求められている。また、地方の潜在力を最大限に引き出す新しい地方創生を強力に進めることが必要であり、中部圏知事会として次の事項について強く提言する。

1 自由貿易体制の維持に向け、従来の関税率から上がる影響を踏まえ、米国に対し、機会を捉えて関税措置の見直しを引き続き粘り強く求めること。

- 2 今回の関税措置による日本経済への影響等について分析し、逐次、事業者、県民・市民に対し情報提供するとともに、それを踏まえて、地方が実情に応じたきめ細かな支援策を展開できるよう対策を講じること。更に、関税の影響が長期化・深刻化する事態となる場合には、躊躇なく需要喚起策等の措置を講じること。
- 3 特に影響の大きい自動車産業をはじめとする製造業や流通業、サービス業などの中小・中堅企業等に対する資金繰り支援、経営支援等、地方の産業や雇用への影響を最小限にする対策を実施すること。
- 4 今回の関税措置に伴うコスト負担等を発注事業者が受注事業者に一方的に押し付ける等の行為により、取引適正化の取組が阻害されないよう、また、これまで進めてきた適切な価格転嫁の取組が継続されるよう、実効性のある措置を講ずること。特に、適切な価格転嫁を阻害することがないよう、発注側企業への監視を強化・徹底すること。
- 5 農林水産物の輸出に力を入れている産地の成長を妨げることがないよう、輸出先の多角化など必要な対策を講じるとともに、地方が独自に行う関税措置対策に対して必要な支援を行うこと。また、既存のミニマムアクセス制度の枠内で米国からのコメの調達割合を増やすことで合意に至ったが、引き続き、農林水産業等に及ぼす影響を十分に勘案した上、これまでの輸入のルールを堅持し、農林水産物に対する万全な国境措置の確保等、国内生産への悪影響を防ぐ対策を講じること。
- 6 地方経済が持続的に発展し、我が国の経済全体を強力に支える経済構造にしていくため、DX等を通じて地域の特性や資源を生かした高付加価値型の産業・事業の創出、強化を図るとともに、新たな国内外の販路開拓・拡大の支援を行うなど、企業変革を促す抜本的な対策を講じること。